〇26番(江原一雄君) [登壇]

議長の許可をいただきましたので、質問させていただきます。日本共産党会派の江原一雄 でございます。

12月定例議会一般質問がきょうから始まりました。一般質問に先立つ1週間前、11月30日、12月定例議会が開会をいたしました。開会当日も市長の演告、そしてまた、教育長の報告、施政方針が述べられるわけですが、テレビをごらんになった方は一部始終ごらんになっているわけですけれども、第1の質問の項目に私は市長の政治姿勢を再度お伺いさせていただきたいと思います。

私は今回この政治姿勢について、市長の政治姿勢は、いわゆる市を代表する最高の責任者として、言葉は人をあらわします。そういう意味で、市長の言葉は非常に重いものであります。この市長が、本議会でもさまざまな質問に対する答弁もいっぱいあります。そういう中で、市長も各種団体に出かけて、あいさつをされます。その中で、つい最近起こりましたことについて見解を求めておきたいと思います。

その一つは、ことし10月21日の日に、山内町老人会主催の運動会が毎年行われております。この場に来賓であいさつした市長は、あいさつの時間全部を使って、ほぼ終始、いわゆる住民訴訟の件を取り上げて、また、特に私、山内町出身ということでしょうか、私の名前を名指しをし、批判をし、住民訴訟を敵視するようなあいさつに終始されたようであります。私は、たまたまその日は体調悪く、病院に駆けつけていたものですから、参加することができなく、申しわけありませんでした。

そこで、会場に来ていた会員さんたちが楽しい運動会をと思って参加されているのに、市 長のあいさつを受けて、驚きを通り越して、これが市長のあいさつやろうかと疑問の声が、 私のうちにも来られ、また、電話でも寄せられているところです。

私はさきの6月議会、9月議会を通して、政治的立場は違っても、また市民運動の見解の立場は違っても、市民の皆さんが市民病院民間移譲に関して、地方自治法第242条第1項、第2項に基づいて粛々と運動に取り組んでおられる、その後押しを一緒にやっているわけでありますけれども、そのことが市長にとってはまさに目の上のたんこぶなんでしょうか。私はこの運動会に参加された会員の皆さんの率直な意見を今市長にお返しをいたします。こうした市長のあいさつは、この10月21日の一件だけではないかと思っております。

思い返せば、平成18年度、合併1年目の翌年、平成19年1月5日、当時は1市2町、それぞれの成人式がとり行われておりました。その折、山内町の成人式に私も参加させていただきました。そのときの市長のあいさつ、開口一番、私はびっくりしました。ちょうど前日、1月4日「がばいばあちゃん」のフジテレビでの放映がありまして、翌日1月5日、壇上から身を乗り出して「がばい、見ましたか」、こういうごあいさつをされました。私は、新成人者の成人式に以前の町長お二人とかかわってきましたけれども、私はそのとき、余りにも

突然のことでびっくりしました。

一つ紹介をさせていただきましたが、先ほど申しましたように、やはり市長のあいさつというのは厳粛であり、そしてまた、重い言葉、そこに参加されているさまざまな団体の皆さんの思いを本当に心を寄せてあいさつしていただければと心から念じる次第であります。

10月21日の老人会の運動会の件についての認識と今後の取り組みについて御答弁いただければ、お願いを申し上げたいと思います。

〇議長(牟田勝浩君)

桶渡市長

〇樋渡市長〔登壇〕

御答弁申し上げます。

10月21日、山内町老人会の運動会で私は来賓のあいさつをしました。そのときに終始じゃなかったですけどね、住民訴訟についての疑義を私の言葉で申し伝えて、あのとき拍手が起きたですよ。それで、終わって帰るときに「よう市長さん言うてくんさった」て、「私も全く同じですもんね」というて言うてきんさった。いや、これが民主主義社会と思うですよ。

共産主義社会は全部に合わせんばいかんと、そうかもしれない。(発言する者あり)ちょっと平野議員、私答弁中ですよ。平野議員、答弁中です。共産主義社会は統一の見解に従わんばいかんというとを、私は大学時代、そう習いました。もし間違いがあったら、平野議員、後で家庭教師ばしてください。

その中で、私はいろんな意見があっていいと思います。もちろん私が言ったことに対して、 それはおかしかろうもんという言葉もあっていい。それと、私が言ったことについて、いや、 それはそがんばいと。私はそこで民意をはかりたいと思うんですよ。ですので、そういう意 味で私は通り一遍のあいさつはしません。私はこういう人間でありますので、その時々で最 も大事なこと、あるいは皆さんに期待すること、そして、その場で私は多聞第一、いろんな 意見を聞きたいと、そういうふうに思っております。

私は人間です。ロボットのごとですね、そがん通り一遍のことばしゃべっぎんた、市長という意味のなかですもん。ましてや、政治家という意味がない。したがって、私は自分の思いを、まあ言葉は選びますけどね、今まで以上にまた申し上げていきたいなというふうに思っております。これは江原議員を見習ってそうしたいと思っております。

そして、4年前のことに触れられましたけどね、何の悪かとですか。「がばいばあちゃん」は山内からもいっぱい参加しんさったですよ。それで、私が登場するときも、「いやあ、がばいばあちゃん、見ましたよ。よかったて、ぜひあいさつでそいば言うてください」と新成人が言うたとですよ。それば踏みにじっとですか。

ですので、余りこういう――冷静が私の持ち味ですので、議場で余りべき論ば声高に上から目線で言わんほうがよかなというふうに思っております。

以上です。

〇議長(牟田勝浩君)

26番江原議員

〇26番 (江原一雄君) 〔登壇〕

まあ、先ほども言いましたけれども、言葉は人をあらわすと。そういう意味では、こうして私も合併して新武雄市で、この壇上で19回目の一般質問をさせていただいておるわけです。この間、いろいろ市長と政治姿勢についても意見を論じてまいりました。私が言っているのは、私が今質問したことについては、そうした疑問を寄せている方たちへの答弁ではないと思いますので、もう1回、認識を答えてください。そうした声が寄せられている、私の意見じゃなくて、そうした会員の方々の、疑問に思った人たちへの回答の答弁を求めます。

〇議長(牟田勝浩君)

樋渡市長

〇樋渡市長〔登壇〕

それは議員の質問ではないと思います。議員の質問というのは特権であります。この議場で許された最高かつ最大の権限だという思いからすると、私は自分が、いや、このように考えているんだけれどもどうだろうか、あるいは私はべき論はだめだというふうに先ほどちょっと申し上げて、これは誤解なきように言いますけれども、空理空論のべき論はだめですけど、こういうふうに社会をすべきだということ、先ほど同じ山内町の杉原議員が御質問されたように、やっぱりよりよき地域社会にするためにどういうことが足らざるして、どういうことをすべきかというのが私は地方議会に与えられた責任だと思っておりますし、それについては真摯に答えたいと思っております。

先ほど答弁をしたとおり、いろんな意見があって、私はそれに対して答えることはいたしません。それを言うと、さらにそれはまた横暴だ、あるいは暴走だと言われるに決まっていますから、それは意見は意見として尊重しますし、ただ、私が申し上げたのは、それ以外にも多様な意見があるということですよ。生物も多様性がある、あるいは発言に多様性がある、思想に多様性がある、これが日本のいいところだと思います。

〇議長(牟田勝浩君)

26番江原議員

〇26番 (江原一雄君) 〔登壇〕

生物多様性と人間社会の意見、今、何か混同したように答弁されておりますけど、私が言っているのは、この間のいわゆる住民訴訟というのは、地方自治法第242条第1項、第2項に基づいて提起されているわけですよ。市長も6月7日の日の演告には、この場で遺漏なきよう誠実に対応してまいります、粛々と述べられたではありませんか。

まさに私は町の老人会の運動会のその席で、住民訴訟について私の名前を名指しで紛れも

なく陥れるという、私の思いからしますとそういう感情を抱かせてもらっておりますが、そうした市長の政治姿勢、認識を、私はそれは冷静に粛々と遺漏なきよう対応すると申されていることと違うではないかということを、また、そこにおられた方もそういう意味では疑問を感じたと、私はそういう市民の声をこの場で代弁して市長に認識を伺っているわけです。

議員は市民の代弁者です。それを質問していることに対してちゃんと答えてください。そ ういう意味では、今の答弁では、私のこの質問に対して聞いている町民の皆さんの納得は得 られないと思います。いかがでしょうか。

〇議長(牟田勝浩君)

桶渡市長

〇樋渡市長〔登壇〕

陥れるという言葉もまたおどろおどろしいですね。びっくりしましたですよ。何か後ろめ たいところがあるんじゃないですか。

[26番「何もありません」]

ああ、そしたらですね、そういう陥れるとか、そういう言葉はやっぱり使っちゃいけないと思いますよ。やっぱりこれは子どもたちもね、きょう夜また見ますよ。ですので、私とすれば、先ほど言ったように意見は多様性があってしかるべきだと思うんです。これが日本の民主主義社会の根幹にあるものだと思っていますし、私はやっぱり発言すべきは発言すべきだと思いますよ。私が一番反省しているのは、4年間、やっぱり我慢しました。最初、市長に就任させていただいた4年間ね。そいぎ、やっぱり市長の考えがわからんとか、あるいはどういうふうに持っていっていいのか、ちょっとね、私も遠慮しいですもんね。やっぱりそれを反省したけんが、自分の思いというのはやっぱり責任を伴います、重みもあります。そういう意味で、私はきちんと発言をすべきだということが――だから今、武雄市が注目されている一端にあると思いますよ。議会の追及の鋭さと、そして、私たちがそれに対して真摯にこたえているということで、我々は一定の評価をいただいていると思っておりますので……。

それともう1つ、ほかの人と余り同一視せんほうがよかと思います。私も反省しています。 議員が納得しとんされんでも、見とんさっ人は納得しとんさっかもしれません。それはわかりません。ですので、それはお帰りになってから聞かれればどうでしょうか。

以上です。

〇議長(牟田勝浩君)

26番江原議員

〇26番(江原一雄君)〔登壇〕

私が伺っているのは、そういう市長の、以前この場で住民訴訟の提訴が行われた以降、あらゆる場で私はこの問題を訴えていきます。戦ってまいります。文字どおり、何度も今議会

もこの場で答弁されております。私は、そうした市長のあいさつについて、市長の取り組んでいる政治姿勢が問題ではないかと。一つの10月21日、町老人会の皆さんの主催による市長のあいさつがふさわしくないぐらいの――聞いていた人たちは思っているわけですから、先ほど言いましたように代弁して質問しているんですよ。紛れもなく、住民訴訟の認識もあわせて伺っているわけですけれども、そういう意味ではこの間の市長の言動はまさに異常です。

私は、この山内町、武雄市議会の中で憲法と地方自治法に基づいて首長、執行権者と議論をし、頑張ってきたつもりであります。そういう意味では、今回、住民訴訟というのは、やはり地方自治法に基づいて市民の権利として――市長も認めているようにです。そうした冷静に市長自身対応するべき課題であります。

そこで、佐賀県内の中で自治体が原告になったり、被告側になったりしている裁判があるのか、調べてみました。県内、佐賀県と20の市町があります。町は調べませんでしたけど、合わせて33件の訴訟が係争中であります。私は調べてびっくりしました。行政が実務を行う中で、やはりさまざまな利害が起こってくる。そしてまた、住民の側にとってもさまざまな訴訟が起こるというのは、県が20件、10市の中で13件、今係争中であります。

私は、こうした県内の係争中の実例と比較してみますと、市長が、武雄市が、市民が起こした市民病院の民間移譲に関しての住民訴訟に対する対応の仕方はまさに異常です。この5月以降、私と平野議員の固有の名詞を使いながら、市長の市のホームページ「市長の部屋」にも数十回固有名詞を使い、るる市長の住民訴訟許せないというブログの書き込みが掲載されております。それを市民が直接見聞きしたのは10月21日、山内町の老人会の運動会の中で、その流れとして受けた町民の感想であります。今後、こうした市長の認識は、市長は表現の自由で今後ともやると今も申されておりますけれども、多くの市民も――すべてじゃないでしょう、今市長が言うように。民間移譲のあり方に疑問を持っている市民の皆さんにとっては、もうやめるべきだと、こういう思いではないでしょうか。私は、その声を代弁して市長の認識を伺っておきたいと思います。

〇議長(牟田勝浩君)

樋渡市長

〇樋渡市長〔登壇〕

やめるべきだというのは、それは訴訟をですか。

[26番「いいえ」]

ああ、残念でございました。議員、やっぱりですね……

[26番「それは私が決めることじゃないです」]

答弁させてくださいよ、江原議員。やっぱり私は残念ですよ。江原議員と薄い淡いおつき合いを4年間させてもらいましたけどね、がばいロケであったり、あるいはレモングラスだったり、病院だったり、もう後ろ向き、足引っ張りばかり。もっと前向きにやりましょうよ。

市民はね、多くの市民はそれを望んでいますよ、本当に。きょうも私、登庁する前にね、やっぱりもっと市長さん、前向きな議論ばしましょうよて、もう病院問題は触れんほうがよかですよということを言いんさったですもん。相手せんがまして、そこまで言いんさったですよ。

そいばってん、やっぱり1個言うぎですよ、今回の住民訴訟、私、中身の問題は触れません。これは司法の問題ですから触れませんけれども、そいぎ聞きますよ。三十何件のうちに21億円という天文学的な数字ば出したとのどけあっですか。それともういっちょ、わざわざ議員様がですよ、平野議員と江原議員という鋭い賢い議員が記者会見までして、NHKまで出て、しかも、それがユーチューブに寄せられて、批判も浴びられておりますけどね、そういうところがどこに自治体であるんでしょうか。

さっき私は、確かに住民の固有の権利として住民訴訟というのがあるというのは再三私も認めております。これはそうでしょう。しかし、議員にはさらにそれを上回る拘束力がある。それは地方自治法上の、これは杉原豊喜議員が議長のときから常々おっしゃっていましたけれども、議員は議論の途中、論議の途中で反対があっても、それが決まった後は議決に拘束をされるという義務、責務がありますよね。もしやれるんだったら、あなたは議員をやめてからやるべきですよ。それが私は議員の特権だと思っております。ですので、そういったことからして、私は二重、三重に地方自治法上を、住民の皆さんたちは固有の権利としてのっとっておられますけれども、あなた方はそれを踏みにじっていると僕なんか思いますよ。

ですので、議会はもっと建設的な、政策的な議論をぜひお願いしたいと思いますよ。老人会で、私もストレートに言いますので口調が荒かったかもしれません。しかし、言った中身については、私は何ら間違っていないと思いますし、あれでも私、一晩寝んで考えよっとですよ。ですので、そういうことで言葉の重みに思いをいたしながら、さらに私はあらゆる場でこれがおかしいということについては申し上げてまいりたいと、政治家の一人として、人間の一人として申し上げていきたいと、このように思っております。

〇議長(牟田勝浩君)

26番江原議員

〇26番(江原一雄君)〔登壇〕

私は、市長とおかしいということを論争しているわけでも何でもありません。住民訴訟は市民の権利として当然粛々と司法の場でやられているわけであります。そこに主導しているとか、江原、平野が記者会見に同席したから、議員として議決に参加しているから、もうするなと。それは、市長は表現の自由と言います。一市民として、また、一政党の一人として、すべての市民に分け与えられている政治活動の自由を市長は規制するんですか。(「苦しい言いわけ……」と呼ぶ者あり)苦しくも何もありません。落ちついていますか、市長。

〔市長「落ちついています」〕

私は、そういう意味では議員が国会議員だろうと地方議員だろうと議決は議決として、いわゆる粛々と施行されていきますよ。(「守らんばいかん」と呼ぶ者あり)でも、その課題について、政治活動について何ら規制されていません。そんなことを言うなら、政治活動を市長みずからシャットアウトする立場に立っているんではありませんか。

そしてまた、先ほど共産主義の問題を言われました。自由と民主主義について、日本共産党の88年の歴史は、あの戦前の暗黒の時代――何で市長、笑うんですか。市長が言うから反論しているんですよ。正しい認識を市長にお返ししているんですよ。

私は二十のとき、日本共産党に入りました。その後、帰省した後、母親が「赤旗」の新聞を読むようになりました。おふくろは、自分の息子がまさに今までの認識と全く違う政党に仰天しました。おやじも含めてです。でも、「赤旗」の新聞を通して戦前や戦後の歴史、頑張っていることが間違っていないということを確信しました。まさに母親は強いなと思いました。

そういうとき、もし市長が言うように日本共産党が弾圧の側におって言論を封鎖するような政党だったら、私たちの活動はいつの間にか消えていっているでしょう。国民から、市民から見放されているでしょう。でも今日、営々と全国三十数万の党員と百数十万の赤旗読者をもって、地方自治体、地方議員3,000名を超える議員として頑張っている政党です。市長は何をもって共産主義を悪と言われているんですか。そうした行為は市長にお返ししておきたい。

そこで、本論に入りますけれども、今後、本当にそういう意味では住民訴訟は市民の権利として粛々と行使され、市民病院の民間移譲の進め方が司法の場で争われ、決着していくでしょう。その決着した行為については、市民団体も含めて、私は粛々とその課題に従うでしょう。そういう課題が訪れるでしょう。そういう意味では、市長が今後、市長としてのあいさつ、各地で行う課題、そうした住民訴訟を敵視するような文言、あいさつは今後控えるべきではありませんか。

おまけに9月議会最大の争点になりました弁護士着手金の問題については、4,430万円という計上された予算、これが1,260万円というのは厳然たる事実であります。だから、成功報酬も2倍と言われました。私は、そういう意味で成功報酬を入れたら1億3,000万円、あるいは二審、三審で4億円と言われました。この問題が12月議会を経て、1,260万円で答弁されております。私はそうした冷静な立場でこの問題に対処するべきだと、そういうことを強く求めておきたいと思います。

時間がありませんので、第2の国保問題について移らせていただきます。

国民健康保険制度については、これまでも何度となく制度の充実を求めてまいりました。 今、国保加入者の皆さんは、200万円の所得の方々でも国保料、介護保険料、後期高齢者支援金を含めましても42万円、所得の21%、300万円の所得でも55万円、所得に占めても 18.4%と、おまけに最高限度額も73万円と引き上げられております。

こうした中で、国民健康保険制度のありようを、厚生労働省は国保の広域化を目指して今順次進められているようであります。都道府県単位の一本化を図ろうとされております。この広域化問題について、これまでの流れと市の取り組んでいる認識について御答弁を求めたいと思います。

〇議長(牟田勝浩君)

桶渡市長

〇樋渡市長 [登壇]

ちょっと質問にお答えします前に、私の名誉もありますので、さきの御指摘に答えたいと 思うんですけれども、共産党が悪だと私言いましたかね。そんなこと言いませんよ。そんな 決めつけというのがあなたの一番悪いところですよ。そんな失礼なこと言いませんよ。

私は大学時代に一番仲のよかった友人は、共産党の民青の青年でした。彼から本当にいろんなことを教わりましたし、私は総務省時代に国会担当の栄に浴したときに、公明党担当の前は共産党担当でした。何ていい政党なんだろうかと思いましたよ。もちろん立場に主義主張の違いがあっても、やっぱり筋が通っておった。ここは通っとらん。

それともう1つ、赤旗のことをおっしゃいましたけど、もう今は禁止しましたけど、職場の弱い立場の職員に赤旗ば押さえつけちゃいかんですよ。(発言する者あり)押さえつけよったじゃなかですか。もうだいでんね、私のところに不平不満の来よったですよ。しかも、勤務時間中に金銭の授受をしたり、これは公務員の立場から言うぎ、職務専念義務違反ですよ。そういったことを助長するんですか、あなた方は。

それともう1つ、これは住民訴訟でさっき言いましたが、1,260万円かかっているんですよ。幾らだったらいいんですか。この1,260万円のせいで、やっぱり我々もやりたいことがある。しかも、これは交付税算入されんわけですよ。このお金があったら、国の補助金とか交付金で、例えば、乳幼児の無料化を一律に上げたりとか……

[26番「時間がないよ」]

言わせてくださいよ。

[26番「私の時間がもうないよ」]

私の時間でもあるんですよ、一般質問だから。

[26番「いや、私の時間だから」]

あと20秒です。ですので、そういうふうに私をしかるべき段階で訴えてくださいよ。もう 市民がかわいそうですよ。原告団の皆さんもかわいそうですよ。もうみんなかわいそう。だ から、しかるべきタイミングで私を訴えてください、本当に。それで私がおかしなこと、違 法行為、脱法行為をしているなら、私は甘んじて受けましょう。司法の場で戦いましょう。 ですので、ぜひそれは見解を新たにしてほしいなと、このように考えております。 本論は、くらし部長から答弁をいたさせます。

〇議長(牟田勝浩君)

古賀くらし部長

〇古賀くらし部長 [登壇]

国民健康保険の広域化についてお尋ねですけれども、国民健康保険につきましては、1,800 弱の市町村が今運営をしているという状況ですけれども、この市町村は非常に小さな団体もあるというようなことで、国民健康保険の運営というのは非常に厳しい、財政的に厳しいというのが一番大きな問題で、今、広域化の議論が全国的になされているという実態にございます。

佐賀県におきましては、広域化の会議、いわゆる連携会議を、10月12日に首長級で20人の 首長さんと、それから県のほうで会議を持たれました。それから、実務者会議として課長級 の会議を3回持ちまして、今般、11月24日の首長の連携会議において一定の方向性を示した ということでございます。

国民健康保険は非常に厳しいということで先ほど申し上げたとおりですけれども、後期高齢者医療制度というのが20年に開始をされましたけれども、これが24年度をもって廃止されて、現在、後期高齢者医療制度に加入をされている75歳の方々のうち、8割強の方が国民健康保険にまた再加入されるという状況になりますので、この際、こういった方々の保険料等々につきまして統一をすべきじゃないかという議論になっておりますので、こういったものにつきまして、その方向性を議論してきたということが1点であります。

次に、国民健康保険そのものが非常に厳しいということで、トータルでその5年後ぐらい には広域化をしようという話になっておりまして、そこの詰めの作業をこれから実務者会議 等々でしていくという段階になっておりますので、これからそういう部分の協議を行ってい きたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

〇議長(牟田勝浩君)

26番江原議員

〇26番(江原一雄君)〔登壇〕

部長の答弁でありますように、2回の首長会議があって、都道府県単位、県の広域化のスタートを切ろうという流れになっているようでありますが、そうした広域化が本当に国保の加入者の安心・安全を確保することができ、安心して医療にかかれる、そうしたことが見通せるのかどうか、その見通しについて認識を市長、いかがでしょうか。

〇議長(牟田勝浩君)

古賀くらし部長

〇古賀くらし部長〔登壇〕

国民健康保険につきましては、国が相当程度の財政負担をしていると。あとは県のほうも 7%ほどの財政負担をしていただいておりますけれども、基本その残りについては保険料負担ということで、被保険者と、それから国とが大体折半というような形で、財政の構造がそういうふうになっているわけです。

そういう中でも、やはり医療費の増嵩等々、あるいは高齢化もあって非常に厳しくなっているという中で、こういう中小の市町村にとっては、これから制度を安定的に維持していくためにも広域化という声が上がっているわけでして、広域化になった折にはそういう財政基盤を安定化させて、安定的な国民健康保険制度の運営を進めていくということで考えておりますので、我々としましては非常に期待をしているというところでございます。

〇議長(牟田勝浩君)

26番江原議員

○26番(江原一雄君)〔登壇〕

市長は11月の広域化のための首長会議で、ブログに書かれておりますが、県はしっかり制度を示して、その上で市町から意見を聞いてほしいと。各論が反対だから先に進まないということはせずに頑張ってほしい。年末に国に広域化方針を報告するに当たって、この期限は守ってほしい、先送りするなと。武雄市は持続可能な国保制度になるように全力で支援すると話をしましたというふうに市長ブログで書かれております。

紛れもなく広域化をしていこうということで、その意思が表明されているわけですが、今も質問しましたように、合併して平成18年度、国保料が上がりました。19年度、2年連続国保料が上がりました。そういう意味では、今、武雄市の国保財政会計も本当にやりくりされているようであります。そういう中でこの広域化が取り組まれているわけですけれども、市長の認識を、この広域化で本当に安心して――国民健康保険の、この法律の目的はこう述べています。

第1条「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」と。市長の認識を求めたいと思いますが、この法律の目的に沿うために広域化をしていくんですか。広域化することによってこの目的に合致するのか、その認識を求めておきたいと思います。

〇議長(牟田勝浩君)

古賀くらし部長

〇古賀くらし部長〔登壇〕

国民健康保険につきましては、医療制度の最後のとりでということで、国民皆保険制度を 守るためにはこれが本当に必要なものであるというふうに思います。被用者保険については、 いわゆるサラリーマン、働き盛りの方々が基本入っていらっしゃると。ところが、定年退職 等でやめて、高齢になって医療保険に入るのは、最後は国民健康保険しかないわけですね。 だから、ここのところをきちんと制度として守っていくというのが我々の責任でありますので、先ほど来申し上げていますとおり、非常に市町村の国民健康保険の運営は厳しくなっていると、こういったところで広域化をして、より安定的な国民健康保険制度として運営をしていくというのが我々の目的でございますし、それがひいては今言われますとおり、国民健康保険法にもある目的に沿うものだというふうに考えておるところでございます。

〇議長(牟田勝浩君)

市長、補足ありますか。

〔市長「ありません」〕

26番江原議員

〇26番(江原一雄君) [登壇]

今まで3人の質問者がおられました。私は、この国民健康保険問題については、市民の健康、医療を守る上では本当に垣根がないんですよ。だれでも本当に国民健康保険の加入者の負担は重いと。だから、そのためにも国の責任は大きいという認識は一緒じゃないでしょうか。

途端に市長は、市長の認識を求めているのにどうして答弁に立たないんですか。答弁を求めたいと思います。

〇議長(牟田勝浩君)

樋渡市長

〇樋渡市長〔登壇〕

これは再三申し上げていますけど、何でんかんでん私が答えるというのはないんですよね。 あくまでも行政はチームプレーなんですよね。私があんまりやると、またワンマンだと言わ れますしね、やっぱりワンマン市政からみんなの市政ですよ。

それともう1つが、これは誤解なきように言いますと、我々の答弁はすべて、教育関係は 教育長の決裁を経て私の決裁に参ります。一般の行政事務、市長部局については、副市長決 裁と私の決裁がダブルで入ります。そういった中で、行政の長として答える場合については、 私はなるべく、これはテレビも入っていますので、部長さんたちに答えてほしいなと思いま すよね。

それともう1つが、政治家としてどうしても、きょうも杉原議員の御質問等でもありましたし、山口昌宏議員の質問でもありましたけれども、実際決裁をしていて、私の政治家の判断としてやりとりをしながら変えるということも私の場合あります。それは私は、首長として責任を持って発言する場面については、これは人任せにしません。そういう意味で、我々はそういうルールに従ってやっておりますので、余り私、私って、樋渡です。言わないようにお願いをしたいと思っております。

そして、なおかつ部長の答弁であっても、決裁を経たものについては私が申し述べたと、

統括代表権を有する私が申し述べたことと同じでありますので、それも誤解なきようお伝え したいと、このように思っております。

〇議長(牟田勝浩君)

26番江原議員

〇26番(江原一雄君)〔登壇〕

答弁しないことをるる申し上げておられますけれども、今、国民健康保険制度を本当に国民皆保険制度として維持するためにどうあるべきかが問われているわけですよ。7世帯に1軒、1人世帯の方々が本当に今、納めたくても納め切れない保険料、市長命令で収納対策をつくり、いわゆる差し押さえも含めてやっておられるその責任者でしょう。そうした国民健康保険制度を本当によりよい国民皆保険制度にするために市長の認識を求めているんですよ。まして、20の市町の首長会議に直接行って、そうした議論に参加されている当人から認識を聞きたいと求めている、それにどうして答弁できないんですか。

この広域化の方針について、これはもともと急に吹き出てきたことではないと。平成14年の時代から当時の政権も、この広域化計画は推進の計画スケジュールがありました。ところが、昨年、民主党政権に政権交代して、後期高齢者、人を75歳という年齢で区切って悪評を受けた後期高齢者制度を廃止として掲げた民主党が廃止をせずに、以前の政権のスケジュールにのっかって広域化計画を進めようとしている。これでは、本当に今の民主党も自民党化——化というのは、いわゆる化け学です。紛れもなく、以前の自民党政権の進めようとしていた、そうした国民皆保険制度をなし崩しにするような方向、これが問われているわけです、民主党政権になっても。

そういうとき、近々の問題として、10月、11月開催されている首長会議で、市町の市長さん、町長さんの会議で佐賀県としては広域化を認めていこうということに合意をされている新聞報道もあり、今、部長からも答弁されました。それは国民皆保険制度を守っていくためと答弁されました。私は、この国民皆保険制度として本当に充実する方向に行くのかどうか、求めているんですよ。答えてください。

〇議長(牟田勝浩君)

樋渡市長

〇樋渡市長〔登壇〕

私の認識は、先ほど古賀くらし部長が申し上げたとおりですので、何も足さず何も引かず というのが私の見解であります。

そしてね、失礼ですよ。自民党化て、化け学て。自民党の国会議員の人たちともいろんな話をしましたよ。これは本当に断腸の思いでこの制度をつくったんですよ。それをそういう場で自民党化していると。それは公党に対して失礼ですよ。少なくとも共産党の制度設計よりはるかにましでしたよ。

しかも、民主党の今回のなし崩し的な政策について言うと、むしろそっちのほうを批判したほうが――ああ、批判されていましたね。これは一緒ですね。ですので、そういうことで私の答弁にかえたいと思います。部長答弁に何も足さず何も引かず、これが私の見解であります。

〇議長(牟田勝浩君)

26番江原議員

○26番(江原一雄君)〔登壇〕

私は言葉のあやをとっているわけではなくて、市長も先ほどの前の質問者の皆さんの質問にはさまざま発言をされているではありませんか。総務省の件、政府の行為、さまざまみずからの意思として発言されているでしょう。私は今の政党の名前を言いましたけれども、そういう実情にあるんではないかという言葉の表明として言ったわけであります。だから、市長も民主党政党に対してさんざん批判をされました。それはそれで言葉の表現としてお互い認める、私はそうした立場で質問をしております。

そこで、市長は国民健康保険制度の広域化というのは、本当に加入者の皆さん、市民にとってほとんど――私が議員として、国民健康保険制度についてよりよくするために、この質問をするために勉強させていただいておるわけですけれども、広域化の問題、この前、全員協議会でも報告がありました。初めてです。そういう意味で、この広域化で国民皆保険制度が解体しないで、本当に保険料の滞納がなく納められるように国の持っている責任を明らかにしていくべきではないでしょうか。

この広域化計画について、全国の都道府県の知事会の中ででも半分以上反対ではありませんか。その理由は、結局、小さな自治体、団体が一緒になることによって大きくなるからというふうに部長の答弁がありました。でも、例えば、1市2町の5年前の合併、合併してもますますこの国民健康保険制度、運営が大変です。3つ重なってますます楽になる。20になったからよくなるんでしょうか。

そういう意味では、この広域化計画はもっと慎重に対応しながら、反対意見を表明されている都道府県の知事もあわせてですけれども、国の責任を明確にしなければ、財源負担がなければ、この国民健康保険制度、また立ち行かなくなるというのは明らかではありませんか。そうした市長の認識は、以前この問題についてお伺いしたときには、この視点については全く一緒だと。市長、そういう認識だったんですけれども、再度求めたいと思います。

〇議長(牟田勝浩君)

古賀くらし部長

〇古賀くらし部長〔登壇〕

個々の広域化につきましては、市町村単位ではやはり先ほどから何回も申し上げていると おり、財政的にも非常に厳しいということで、大きな組織になって安定的な制度の運営を図 りたいということで考えているわけですけれども、一方、都道府県になりますと、佐賀県知 事は違いますけれども、やっぱり自分のところで運営をしていくということになれば、今ま では運営をしていなかったわけですので、そういう意味では不安があられるんじゃないかな というふうに推測をするわけですね。

そういったところは今後協議が重ねられて、後期高齢者医療制度が24年度に廃止になって、 今入っていらっしゃる方々のうちの8割超の方が国民健康保険に再加入をされるという段階 でまたきちんとなるというふうに考えておりますので、全体としてはやはり広域化のほうに 向かっていると、よい方向に向かっているんじゃないかなというふうに私は考えております。

〇議長(牟田勝浩君)

26番江原議員

〇26番(江原一雄君)〔登壇〕

今、部長の答弁で広域化することによってよくなっていくと。では、お聞きしますが、いわゆる加入者の負担金、今後上げることは一切ないと見通せますか。そういう問題ですよ。 いかがでしょうか。

〇議長(牟田勝浩君)

古賀くらし部長

〇古賀くらし部長〔登壇〕

議員は、医療費のことについては私以上に御承知だと思いますけれども、医療費は年々上がっております。当然高齢化も進んでおりますので、その医療費をだれがどのように負担していくのか、こういった議論は今後、高齢化がどんどん進行していく中で医療費に限らず、年金であったり、いろんなものもすべてそうなんですけれども、我々が真摯に議論をしていくと、あるいは今の税体系の中で、消費税等々が国の中ではもう議論がされるやに聞いておりますけれども、そういったものも含めて全体として考えていくべきものではないかなというふうに思っております。

〇議長(牟田勝浩君)

26番江原議員

〇26番(江原一雄君) 〔登壇〕

だから、私は市長に認識を伺っているんですよ。今、部長が答弁しましたように、高齢化の中でと申され、その費用をだれが負担するかと、消費税まで今答弁されました。私は、国民皆保険制度として昭和33年に法制定された国民健康保険制度、この国民健康保険制度の第1条の目的に言いましたように、健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的と。紛れもなく、社会保障の一環として国民皆保険制度を国が責任持って、憲法第25条の国民が最低限度の文化的生活を推進する、享受できること、そういう憲法第25条に基づいて国民健康保険制度の法ができているんではないでしょうか。

当然そういう意味で、社会保障及び国民保健の向上に寄与する意味で国の責任が大きいと思います。私は今、部長答弁でありましたように、相互扶助という認識ではこの国民健康保険制度は充実させることができないのではないでしょうか。だからこそ、国が示そうとしている都道府県単位での広域化では、これはますます小さいもの同士が一緒になっても、本当に安心してかかれる保険制度にならないのではないかと危惧するものであります。そういう意味で認識を求めたわけであります。社会保障という認識、だれが負担するかという点で相互扶助という認識に立っておられるのか、どちらか、その認識について求めておきたいと思います。

〇議長(牟田勝浩君)

古賀くらし部長

〇古賀くらし部長〔登壇〕

社会保障の定義ですけれども、定義については私から申し上げることはございませんけれども、基本は国の社会保障制度審議会が出しているものじゃないかなというふうに思っております。

医療につきましても、社会保障につきましては大きく2つあると思いますけれども、1つは社会保険ですね、保険的。先ほど相互扶助というふうに言われましたけれども、そういったものも若干あるのかなというふうに思っておりますし、もう1つは、扶助という考え方をもって国が面倒を見るというふうな、そういった考え方の社会保障もあるというふうに思いますので、これは両方の考え方はあるというふうに思いますけれども、繰り返して申し上げますと、国民健康保険につきましては、被保険者が半分を負担し、国、県で半分を負担するというのが大まかな現在の財政負担のあり方ということでございます。

〇議長(牟田勝浩君)

26番江原議員

〇26番(江原一雄君)〔登壇〕

今から26年前になるわけですけれども、以前、国は医療費の45%を見ていましたけれども、昭和59年、1984年からその後、いわゆる給付費の費用を見ると。ですから、全体として38.5%の医療費の国の支出金が減ったわけであります。これは何度もこの場でも申し上げました。そういう国の政治の流れを変えるというのが、国民健康保険制度を今後どうするかという意味で、今、大きく問われている一つの課題ではないかと。この広域化方針についてもそのことが求められているのではないでしょうか。

ですから、ある新聞の社説でも、この広域化方針の問題は議論の入り口にすぎないという 大きな囲み記事も出されております。大胆な公費投入を求めなければ、国民健康保険制度は 大変だということをるる申し述べられております。

この課題に含めまして、市長自身、本当に本当に貝のように答弁を部長に任せて、この認

識を求めておきたいと思いますけれども、いかがでしょうか、お願いします。

〇議長(牟田勝浩君)

古賀くらし部長

〇古賀くらし部長〔登壇〕

先ほどの医療費の国の負担なんですけれども、昭和59年度の改正について申し上げられましたけれども、59年というのは、実は26年前でして、もう四半世紀前ということになっておりまして、我々としましては、給付費のうちの何割を国が負担し、あるいは最近でいいますと県が7%程度を負担しているというふうな、そういった考え方に立っておりますので、先ほど来申し上げているとおり、国、県で半分を見ていただいて、あとの半分が被保険者ということで考えておりますので、当然これから医療費も上がってきて、国民あるいは市民の皆さんの負担も大変だというふうに思いますので、国としてはもっと負担をしていただいたらありがたいなというふうに思っておりますけれども、今後、ほかにもいろんな支出がございますし、そういったものをトータルで先ほど申し上げましたとおり考えていくというのが我々の責任じゃないかなというふうに思っております。

〇議長(牟田勝浩君)

26番江原議員

〇26番(江原一雄君) [登壇]

私は市長に再度質問したいと思いますが、この広域化計画のスケジュールの中で、首長会議の中でどういう議論をし、今後どういう方向を求めておられるのか、国に対してもどういう方向を求められているのか、また、どういう取り組みをしようとされているのか、御答弁を求めておきたいと思います。

〇議長(牟田勝浩君)

古賀くらし部長

〇古賀くらし部長 [登壇]

県内市町ですね、国民健康保険を運営しているわけですけれども、税負担等々、税率等が違うということもございますし、最終的にこういったものも広域化になって一本化をしていくということになりますと、それぞれにプラス要因、マイナス要因、団体によって異なってくると思います。そういったものをある程度薄めていく中で、どこが落としどころになるのかといったところがこれからのポイントになるんじゃないかなというふうに思っておりますので、そういったところをきちんと全体の意見が統一できるように考えていきたいというふうに思っておりますし、国の負担、それから被保険者の負担等々につきましては先ほどお答えしたとおりでございます。

〇議長(牟田勝浩君)

26番江原議員

〇26番(江原一雄君) [登壇]

この広域化の計画の流れの中で、報道されている中ででも都道府県の知事の半分以上、多くのところで反対の声です。それは、明確に国の公費投入のちゃんとした方向が示されない限りは進められない、こういう認識ですよ。

それは、私ども地方の議員にとっても、国民健康保険制度はほとんど加入していると思います。だからこそ、ことしの3月議会のとき、以前でしょうか、市長から財源はどうしますかと国民健康保険問題で指摘をされました。私は、ことしの3月議会のときに、国に対して我が武雄市議会が国民健康保険に対する国庫負担の見直し、増額を求める意見書を大河内前議員、平野邦夫、私、3人で提出をさせていただきました。ここに当時、議員30名すべての全会一致で国に対して国庫支出金、補助金の増額を求める意見書を内閣、関係大臣へ提出させていただきました。

本当にこの国民健康保険制度、今後、広域化方針を進めていくということでありますけれども、質問いたしましたように、本当に広域化で、1枚の保険証があって安心して医療機関にかかることができる。そしてまた、所得に応じて、応能負担に応じて保険料が払える、納めることができる、そういう本当に望む国民皆保険制度が充実することこそ、今、自治体にとっても求められていると思います。ぜひそうした立場で進んでいかれることを強く求めておきたいと思います。

次に、農政について質問させていただきます。

〇議長(牟田勝浩君)

質問の途中でありますけれども、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを 延長いたします。どうぞ続けてください。

〇26番(江原一雄君)(続)

私は、この農政というのは、武雄市の面積約200平方キロメートルの山や川や農地、田畑、本当に緑豊かな日本の国土景観も含めて守っていかなければならない課題であるし、農業に携わっている人たち、また、それにかかわる関連の産業の発展、充実こそ、武雄市の行政にとっても必要ではないかと思っている一人であります。

そういう中で、急に降ってわいたような菅民主党政権のもとで、TPPという本当に聞きなれない頭文字が国会を通して伝えられてきました。当初、このTPP、4カ国で発足をし、それが環太平洋、アジア太平洋に広がっていく。そういう中で、菅民主党政権は乗りおくれてはということで検討に入ると。来年の6月には進めるかどうするか、最終判断をという国会での動きがあります。

そうした中で、農業団体も早速、このTPPの動きに対していち早く佐賀県規模での集会をされたようでありますし、新聞にも掲載をされ、その全面広告がここに掲載をされております。まさに農業が荒れること、それは佐賀が荒れることと、こういう一面広告を使っての、

いわゆる農業を守ろう、TPP反対、加盟反対のメッセージを広げられて、きょうは開会1番バッターの質問に対して、このTPPへの市の影響額等について質問があり、答弁がありました。

私は一般質問を提出する中で、このTPPについて市の見解を求めております。市の農業への影響額、そして、市長としてTPPに対する市長の認識、見解を求めておきたいと思います。答弁よろしくお願いします。

〇議長(牟田勝浩君)

渕野営業部長

〇渕野営業部長〔登壇〕

TPPについての市長の見解ということでございますけれども、先ほど質問者がおっしゃったように、山口議員に市長がお答えしたとおりということでございます。

〇議長(牟田勝浩君)

26番江原議員

○26番(江原一雄君)〔登壇〕

私は、議長、同じ対等の一議員ですよ。市長の答弁を、認識を求めているんですよ。部長は数字も言わないですよ。市長に答弁を求めさせてください。

〇議長(牟田勝浩君)

先ほど市長のほうに促しましたところ、市長のほうは部長答弁と一緒であると。発言はすべて、部長答弁は責任を持つという意味だと思います。(「それはおかしかもんね」「それはおかしかて、議長」と呼ぶ者あり)過去にも同じようにありました。それと、前例に倣ってやっております。

[26番「きょうの3人の前質問者の……」]

質問を続けます。

[26番「例を見ているでしょう、みんなテレビで。こんな議会運営、議長、おかしいですよ」]

では、このまま続けたいと思います。答弁ありますか。樋渡市長

〇樋渡市長〔登壇〕

いや、私がこんなに人気あるなんて、ちょっと思いませんでしたね。さっきね、山口議員のことをバッターとおっしゃいましたが、それはバッターに失礼ですよ。――ああ、間違えました。それは昌宏議員にちょっと失礼ですよ。やっぱりバッターではなくて、議員としての品格もあられると思いますので、やっぱり議員と呼んでください。

それで、先ほど再三申し上げていますとおり、これはルールというのがあるんですね。 我々とすると重複をなるべく避けたいということで、一たん答えたものについてはそういう ふうに答えますというのは、私が市長に就任させていただいて以来、るる申し述べていると おりであって、何で今ここで怒られるのか、私はようわかりません。

それともう1つが、これは部長にいろんな見解もありますけれども、部長見解と基本的に同じときは私は答弁はしません。ですので、そういう意味で部長の答弁に私が意を挟まない、あるいは補足はないときというのは、部長答弁がすなわち市を代表する私の答弁だと御理解をいただければありがたいと、このように考えております。

〇議長(牟田勝浩君)

渕野営業部長

○渕野営業部長〔登壇〕

この影響額についてでございますけれども、国、県の試算方法を参考にした場合、県の影響額は500億円程度減になるということで、これもお答えをしているところでございます。

市についての影響額でございますけれども、27億円で、これの算定につきましては、国、 県が出しております品目、10品目でございます。米、小麦、大麦、お茶、かんきつ類、牛 乳・乳製品、牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵ということで、この10品目で影響額を算定したところ で27億円という数字を出しております。

この中で一番生産の減少率が高いのは、小麦で99%、米の90%、大麦につきましても79%、 牛肉75%でございます。しかし、この牛肉75%影響があると言いますけれども、飼料等についてはほとんどが輸入でございますので、もっとこれは影響が出るんじゃないかなというふうに思っています。豚肉についても70%になっていますけれども、同じような考えができる……(発言する者あり)なるのではというふうに思っています。

これは、あくまでも生産額は農林水産省統計の情報センターの平成19年度の生産農業所得統計を参考にして出しております。このようなことから、武雄市においては米麦への依存度が高く、県と比較して非常に減少率としては大きいのではないかなというふうに思っています。

〇議長(牟田勝浩君)

26番江原議員

〇26番(江原一雄君)〔登壇〕

武雄市の農業生産の農産品の10品目、その減、TPPがもし関税が撤廃されて、条約が結 ばれて進めた以降、27億円の減ということでありますが、現在、その10品目の総生産額は幾 らでしょうか。

〇議長(牟田勝浩君)

渕野営業部長

〇渕野営業部長〔登壇〕

対象10品目の農業生産額でございますけれども、42億2,000万円で、武雄市、これは野菜とかを入れました場合には総農業生産額、これちょっとふえまして、53億3,000万円という

ふうになっております。

〇議長(牟田勝浩君)

26番江原議員

〇26番 (江原一雄君) 〔登壇〕

私は以前にも市の農業生産のことについて、本当に農畜産物推進のために日々頑張っておられる農家の皆さんへの推進を進めていくということが求められているときに、さらにことしになってこういう課題が巻き起こってくる中で、本当に米に90%の影響額が起こったら、もう米づくりが壊滅していく、米をつくって田畑そのものが本当に荒廃していく、大変な課題だと思います。

これは、ただ単なる27億円の影響額というのではなくて、武雄市の農業の中心たるいわゆる米の生産、当時、16年ぐらい前に私、県のハンドブックで調べたときは米の粗生産額が34億円でした。平成4年です。平成16年で米が11億4,000万円に、3分の1に減りました。あれからもう6年たっているわけですから相当の落ち込みではないかと思いますが、それにさらに拍車をかけて、この農業TPPが締結されていったら、米づくりそのものが崩壊していく。当時、6年前、11億円。今日、例えば10億円としましても、9億円削減されて残る1億円の米農家しか生き残らないと。一つの仮定でありますけれども、16年前、34億円の米の粗生産を上げていた、いわゆる農地から上げているそうした国民の主食が紛れもなく日本の国内で生産されるお米ではなくて、もうどこでつくられているお米かわからない時代になっていく。それが遠い将来ではない、身近な問題としてわき起こっているというこのTPPの問題については、私は本当にそういう意味からも11月30日、開会の当日、全会一致にはなりませんでしたけれども、TPPへの参加の反対をということにはなりませんでしたけれども、慎重な対応を求めて菅内閣へ意見書が提出されました。これは当たり前ではないかと思います。

そこで、先ほど国の影響額も申されました。参議院の国会予算委員会の中で同じ日本共産党の書記局長の質問に対して農林水産大臣の答弁、ちょっと幾らか違う数字があります。そのときの農林水産大臣の答弁は、食料自給率40%が13%に低下すると。市の試算では14と申されましたかね。――もとい、同じ13ですね。雇用について――これは一緒ですね。失礼しました。本当にそういう意味ではTPPへの影響額については本当に大変な問題だと。そういうときに市長の認識を求めたわけですけれども、1番議員の質問にしたからもう答弁しないと、部長にお任せすると。それはそれでいいでしょう。でも、私は私で認識を伺っているわけです。国会でも一緒ですよ。県議会でも一緒ですよ。質問の内容が同じような文言でもちゃんと答弁しているではありませんか。(発言する者あり)本当に市長の政治姿勢、もう驚きます。(発言する者あり)はい、それは後で。

市長の私に対する答弁のありよう、本当に、それぞれの議員をすべて見ている市民の皆さ

んもいらっしゃるでしょう。仕事関係上、見れない人もいらっしゃるでしょう。でも、それ ぞれの立場で質問している以上、市長、答弁してください。いかがですか。

〇議長(牟田勝浩君)

樋渡市長

〇樋渡市長〔登壇〕

私はあなたが怖いんですよ。4年間の薄く淡い交わりの中で、例えば、職員を名指しして ね、一般質問でですよ、情実人事で言うたい、あるいは特定の職員ば、こいはあいですかて、 政治的任用ですかというまがいのことば言うてですよ、それは撤回されましたけどね……

[26番「それは質問、聞いてないよ。いいよ、じゃあ」]

そういうことをですね、基本的に質問と答弁というのは、いいよという御発言そのものが 上から目線なんですよ。ですので、そういう関係性のある中で、私は一定の信頼関係とか、 そういう関係のある中で答弁をしたいと思っているんですね。

あわせてあなたが出す何とか新聞、何かよくわからない、ひまわりさんは違いましたね。何かこうありますけれども――失礼しました。ありますけれども、そこに例えば、和白病院を盗撮したのが載ったりとかね、それはちょっと……。やっぱりその中で私はなかなか答弁し得ない。したがって、私の好きな言葉は「君子は危うきに近寄らず」という言葉、やっぱり自分も君子を目指す立場からもそういうことを私は本当に心に横たわって思っている次第でありますので、そういう意味では、あなたに対しては非常に慎重になっているということについては御理解をぜひ賜ればありがたいと思っております。

もとより、先ほど申し上げたとおり、部長の答弁で私が補足答弁等をしない場合は部長答 弁が私の見解でありますので、それは十分に御理解を賜ればありがたいと、このように考え ております。

〇議長(牟田勝浩君)

26番江原議員

〇26番 (江原一雄君) 〔登壇〕

全くTPPの認識、答えないじゃないですか。何を答えているんですか。私もちゃんと冷静に市長の認識を、これはどなたが見ていても何も私が鬼の顔じゃないですよ。質問しているじゃありませんか。全く違うことをるる申し上げて、もう時間があと5分しかなくなりました。もうあきれますよ、本当に。

最後に一言、これは重要な課題として質問をさせていただいておりますが、林業に対して、 御存じのとおり、いわゆる法律がことし制定をされて、公共建築物等における木材の利用の 促進に関する法律が施行されております。これについて、国産材の活用について、都道府県 及び市町村における方針の策定について責務を述べています。そういう中で、学校施設にお ける木材利用等についても、市として本当に今後環境の問題が重視され、いわゆる海を、水 を守るためには、山の恵み、山の保全を図る、自然環境を守る、これは山にあるんだと。そういう流れ、政治の流れとして、また国民の要望としても、日本の国土を守っていくという立場での流れとしてこういう法律が制定をされております。これに基づいて、市としての方針について答弁を求めておきたいと思います。

〇議長(牟田勝浩君)

渕野営業部長

〇渕野営業部長〔登壇〕

公共建築物の木材利用促進法、これについて施行されました。この法律の目的は、今言われましたように、森林を守り育てていくという大前提の中に需要がなかなか大きくならない、そのことで森林の育成というのがなかなか進まないという根底があって、地方公共団体や国、この施設にも木材を使っていって需要をふやしていこうというのがまずもってのねらいであろうというふうに思います。

国産材の拡大を図ること、これについては、地方公共団体においてこの方針、木材利用の目的等を内容とする基本方針ですね、それから、木材の利用に努めなければならないと。地方公共団体においてはこの方針を定めなければならないというふうになっています。このことについては県等とも協議をしながら、武雄市の指針というのを今後検討していきたいというふうに思います。

〇議長(牟田勝浩君)

26番江原議員

○26番(江原一雄君)〔登壇〕

この法律の最大の目的、いわゆる公共建築物における木材の利用の促進の意義及び基本方向として、公共建築物における木材の利用の促進が林業の再生や森林の適正な整備、地球温暖化の防止等に貢献すること、1つ、過去の非木材化の考え方を公共建築物について可能な限り木造化、内装等の木質化を図るとの考え方に転換という文言で、目的でございます。ぜひそうした意味を込めて、方針策定のために力を入れていただくことを申し述べて質問を終わります。ありがとうございました。